

平成28年(ワ)第40号 損害賠償請求事件
原告 山口 薫
被告 学校法人同志社

準備書面 9

～「学問の自由権確保義務」違反についての整理～

平成29年6月5日

京都地方裁判所第6民事部合議はD係 御中

原告訴訟代理人 弁護士 辰 巳 裕 規

第1. 学問の自由権確保義務違反についての主張の整理

1. 原告は、準備書面8において、被告学校法人同志社の責任原因として「学問の自由権確保義務」違反を主張した。被告学校法人同志社は、原告をビジネス研究科専任教授及び総合政策科学研究科専任教授として任用していたが、その任用契約に付随する信義則上の義務（債務）として、原告の「学問の自由権確保義務」を負っていた。本件訴訟は、その義務違反（債務不履行）を問うものである。
2. ところで、原告に対する学問の自由権侵害そのものは作為によるものである。そして、その作為による権利侵害が被告学校法人の履行補助者により行われている場合には、その権利侵害行為がそのまま被告学校法人による義務違反・債務不履行と同視される。他方で、権利侵害が履行補助者とは見ることができない同僚などにより行われた場合には、被告学校法人（及びその履行補助者）は、その権利侵害を予防し、事実関係を調査し、権利侵害を中止させ、権利侵害状態を回復し、再発防止策を講ずるなど、学問の自由権を確保するための措置を講ずるための作為を講じる義務が生じるが、その作為義務を懈怠したという不作為が義務違反・債務不履行となる。
3. ところで訴状では
 - ① 担当科目の強要
 - ② 差別的な指導担当外し
 - ③ ビジネスエコノミクス担当外し
 - ④ 差別的な定年延長提案拒否
 - ⑤ 近藤教授による差別発言と研究科長の容認
 - ⑥ 研究科長の教授会での違法な誤導

- ⑦ 総合政策研究科からの要請の握りつぶし
 - ⑧ 大学院学長による違法な不作為
- を掲げている。

このうち①ないし⑦は、原告に対して行われた作為による具体的な学問の自由権侵害行為であり、⑧は、これら（①ないし⑦）の学問自由権侵害行為の是正を求めたにも関わらず、是正措置がなされなかった（準備書面 8・5 頁以下）、また TIM における教授の地位を確保する措置を講じなかった（準備書面 8・7 頁以下）という不作為による学問の自由権侵害行為を指摘したものである。①ないし⑦は、個別に原告の権利侵害行為を構成するとともに（従って、①ないし⑦の個別の権利侵害について、是正がなされなかったことが、それぞれ不作為の義務違反となる）、原告に対する一連一体の権利侵害行為を構成するものでもある。

4. 「① 担当科目の強要」（訴状 3 頁以下・準備書面 2・準備書面 3・4 頁以下）は、八田英二学長・土田副学長（教務部長）が平成 23 年 12 月 21 日から平成 24 年 2 月 12 日にかけて、自ら直接に、あるいは、浜矩子研究科長を介して、原告に対して作為として行った権利侵害行為であり、八田英二学長・土田副学長（教務部長）は被告学校法人同志社の行為そのものであると同視できるから、被告学校法人同志社は債務不履行責任を負う。
5. 「② 差別的な指導担当外し」（訴状 4 頁以下）は、近藤まり国際プログラム委員会委員長が平成 24 年 9 月頃に行った権利侵害行為である。国際プログラム委員会や同委員会委員長の地位が必ずしも明確ではないが、近藤まり国際プログラム委員会委員長が被告学校法人同志社の履行補助者としての地位が認められる場合には、近藤まり委員長の権利侵害行為が被告学校法人同志社の作為による義務違反行為と同視され、被告学校法人同志社は債務不履行責任を負う。仮に、近藤まり委員長に履行補助者としての地位が認められない場合であっても、原告は学問の自由権侵害の是正を八田学長に再三訴えていたところ、八田学長は原告の学問の自由権確保義務を懈怠した不作為による義務違反が遅くとも原告が「教授会審議要望書（4）」（甲 36）を八田学長に同送した平成 25 年 2 月 28 日から対策を講じるまでに要する相当期間（約 1 週間とする）と考えられる平成 25 年 3 月 7 日頃までに認められる（訴状 10 頁以下、準備書面 8・7 頁以下）。
6. 「③ ビジネスエコノミクス担当外し」（訴状 5 頁以下、準備書面 3）は、近藤まり国際プログラム委員会委員長ないし国際プログラム委員会が平成 24 年 12 月 17 日から平成 25 年 1 月 9 日開催の第 13 回ビジネス研究科教授会までの間において行った権利侵害行為である。これについても、国際プログラム委員会や同委員会委員長の地位が必ずしも明確ではないが、近藤まり国際プログラム委員会委員長や国際プログラム委員会に被告学校法人同志社の履行補助者としての地位が認められる場合には、近藤まり委員長ないし国際プログラム委員会の権利侵害行為が被告学校法人同志社の作為による義務違反行為と同視され、被告学校法人同志社は債務不履行責任を負う。仮に、近藤まり委員長ないし国際プログラム委員会に履行補助者としての地位が認められない場合であっても、原告は学問の自由権侵害の是正を八田学長に再三訴えていたところ、八田学長は原告

の学問の自由権確保義務を懈怠した不作為による義務違反が遅くとも平成25年2月28日から対策を講じるまでに要する相当期間（約1週間とする）と考えられる平成25年3月7日頃までに認められる（訴状10頁以下、準備書面8・7頁以下）。

7. 「④ 差別的な定年延長提案拒否」（訴状6頁以下、準備書面5）は、浜矩子研究科長が平成24年12月19日から平成25年2月11日までの間に行った権利侵害行為である。浜矩子研究科長は、被告学校法人同志社の履行補助者としての地位が認められるから、浜矩子研究科長の権利侵害行為は被告学校法人同志社の作為による義務違反行為と同視され被告学校法人同志社は債務不履行責任を負う。また、原告は学問の自由権侵害の是正を八田学長に再三訴えていたところ、八田学長は原告の学問の自由権確保義務を懈怠した不作為による義務違反が遅くとも平成25年2月28日から対策を講じるまでに要する相当期間（約1週間とする）と考えられる平成25年3月7日頃までに認められる（訴状10頁以下、準備書面8・7頁以下）。
8. 「⑤ 近藤教授による差別発言と研究科長の容認」（訴状8頁以下、準備書面4）は、近藤まり国際プログラム委員会委員長が平成25年1月9日開催の第13回ビジネス研究科教授会において行った権利侵害行為である。近藤まり国際プログラム委員会委員長が被告学校法人同志社の履行補助者としての地位が認められる場合には、近藤まり委員長の権利侵害行為が被告学校法人同志社の作為による義務違反行為と同視され、被告学校法人同志社は債務不履行責任を負う。また、浜矩子研究科長は、同日の近藤まり委員長の発言を是正せず、これを容認している。かかる態度は、浜矩子研究科長による不作為（原告の権利侵害を是正する義務懈怠）のみならず、むしろ近藤まり委員長の発言に同調し、共同して原告の権利を侵害する行為（作為）としても捉えることができる。浜矩子研究科長の権利侵害行為は被告学校法人同志社の作為による義務違反行為と同視され被告学校法人同志社は債務不履行責任を負う。また、原告は学問の自由権侵害の是正を八田学長に再三訴えていたところ、八田学長は原告の学問の自由権確保義務を懈怠した不作為による義務違反が遅くとも平成25年2月28日から対策を講じるまでに要する相当期間（約1週間とする）と考えられる平成25年3月7日頃までに認められる（訴状10頁以下、準備書面8・7頁以下）。
9. 「⑥ 研究科長の教授会での違法な誤導」（訴状9頁、準備書面6）は、浜矩子研究科長が平成25年2月11日開催のビジネス研究科教授会において行った権利侵害行為である。浜矩子研究科長は、被告学校法人同志社の履行補助者としての地位が認められるから、浜矩子研究科長の権利侵害行為は被告学校法人同志社の作為による義務違反行為と同視され被告学校法人同志社は債務不履行責任を負う。また、原告は学問の自由権侵害の是正を八田学長に再三訴えていたところ、八田学長は原告の学問の自由権確保義務を懈怠した不作為による義務違反が遅くとも平成25年2月28日から対策を講じるまでに要する相当期間（約1週間とする）と考えられる平成25年3月7日頃までに認められる（訴状10頁以下、準備書面8・7頁以下）。

10. 「⑦ 総合政策研究科からの要請の握りつぶし」（訴状9頁以下、準備書面7）は、浜矩子研究科長が平成25年1月30日から同年2月15日までに行った権利侵害行為である。浜矩子研究科長は、被告学校法人同志社の履行補助者としての地位が認められるから、浜矩子研究科長の権利侵害行為は被告学校法人同志社の作為による義務違反行為と同視され被告学校法人同志社は債務不履行責任を負う。また、原告は学問の自由権侵害の是正を八田学長に再三訴えていたところ、八田学長は原告の学問の自由権確保義務を懈怠した不作為による義務違反が遅くとも平成25年2月28日から対策を講じるまでに要する相当期間（約1週間とする）と考えられる平成25年3月7日頃までに認められる（訴状10頁以下、準備書面8・7頁以下）。
11. 以上をまとめると別紙のとおりとなる。なお、今後、被告の求釈明に対する回答や主張・立証により、近藤まり国際プログラム委員会委員長や国際プログラム委員会が履行補助者としての地位にあることを前提とした被告学校法人同志社による作為による権利侵害の主張については再検討することはあり得る。

以 上